京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例(平成24年6月7日京都市条例 第 5 号)(保健福祉局子育で支援部児童家庭課)

次のとおり,京都市伏見板橋児童館を設置し,及び京都市新道児童館の位置を変更するとともに,京都市伏見板橋学童保育所を廃止することとしました。

- 1 京都市伏見板橋児童館を京都市伏見区御駕籠町91番地に設置します。
- 2 京都市新道児童館の位置を京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番 地に変更します。
- 3 京都市伏見板橋児童館を設置することに伴い、京都市伏見板橋学童保育所を廃止します。

上記1から3に係る改正は、それぞれ市規則で定める日から施行することとしました。 なお、利用の許可の申請その他京都市伏見板橋児童館を供用するために必要な準備行 為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年 6 月 7日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 5 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市新道児童館の項中「京都市東山区大和大路通四条下る小松町 建仁寺境内」を「京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地」に改め、同表京都市上里児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市伏見板橋児童館 | 京都市伏見区御駕籠町91番地

別表第2京都市伏見板橋学童保育所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、各児童館及び学童保育所に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他京都市伏見板橋児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)